

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名： 笠間市水道事業特別会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	平成18年3月19日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	笠間市	職員数※(H19.4.1現在)	18
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	163 (H17)	公営企業債現在高(百万円)	2542.7
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	287.5
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.64 (H18)
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率※(%)	12.5 (H18)
		経常収支比率※(%)	89.9 (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年3月19日 合併前市町村：笠間市・友部町・岩間町]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	笠間市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	笠間市長 山口 伸樹
既存計画との関係	笠間市行財政改革大綱(集中改革プラン)H18~H22
公表の方法等	ホームページ等への掲載
基本方針	「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」の実現のため、以下の方針に沿って行財政改革に取り組みます。 (1) 簡素で効率的な行政運営システムの構築 (2) 地方分権に対応した財政基盤の確立 (3) 市民参画による行政運営の透明化と情報化の推進 (行政運営情報の積極的公表, 情報技術を活用したサービスの向上)

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	370	744	80	1,194
	補償金免除額	47	187	10	244
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	131	141	15	286

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	上水道事業	369,767	743,810	79,827	1,193,404
合 計 (A)		369,767	743,810	79,827	1,193,404
※上記のうち (一般会計負担分) (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		369,767	743,810	79,827	1,193,404

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (一般会計負担分) (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	上水道事業	130,426	140,333	14,413	285,172
合 計 (A)		130,426	140,333	14,413	285,172
※上記のうち (一般会計負担分) (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		130,426	140,333	14,413	285,172

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	笠間市水道事業においては、現在、合併をしていない。そのなかで、笠間市水道事業は累積欠損を抱えており、笠間市友部水道事業、笠間市岩間水道事業は利益剰余金がある。3会計合計では、利益剰余金が上回り、合併することによる効果が見込まれる。	
経営課題	課題①	水道料金徴収率の向上
	滞納者に対する早期の納付催告や給水停止などの滞納処分を厳正に執行するとともに、新規滞納者ができないように納付推進策を持続的に見直す。	
	課題②	水道料金の定期的な見直し
	適正な原価を基礎とした水道料金体系を確立し、水道事業の健全な運営を確保する。また、社会経済情勢にあった水道料金体系について検討し、料金の見直しをはかる。	
留意事項	課題③	財政計画の策定
	水道3事業3会計を統一、1事業としての笠間市水道基本計画を策定する。	
	課題④	公共工事の適正化
契約検査室と協議及び事業連絡調整会議を活用し、同時発注による経費削減をはかる。		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※ (%)	77.0	85.5	86.9	85.6	91.6	93.4	95.4	97.1	98.8	100.8	
総収支比率(法適用) (%)	97.4	100.3	102.1	108.8	108.1	109.8	115.3	115.7	116.2	116.8	
経常収支比率(法適用) (%)	97.4	100.7	102.6	109.1	108.4	110.1	115.6	116.0	116.5	117.0	
営業収支比率(法適用) (%)	96.4	104.0	105.9	106.9	110.6	111.8	111.5	111.0	110.7	110.3	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	15.0	12.9	12.7	13.5	11.7	11.0	10.9	10.9	10.8	
	うち基準内繰入金 (%)	15.0	12.9	12.7	13.5	11.7	11.0	10.9	10.9	10.8	
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	33.1	18.5	21.4	3.2	70.4	10.1	40.0	40.0	40.0	40.0
	うち基準内繰入金 (%)	28.8	14.8	17.4	2.8	48.1	7.8	30.8	30.8	30.8	30.8
	うち基準外繰入金 (%)	4.2	3.7	4.0	0.4	22.2	2.3	9.2	9.2	9.2	9.2
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	適正な原価を基礎とした水道料金体系を確立し、水道事業の健全な運営を確保する。また、社会情勢にあった水道料金体系について検討し、料金の見直しをはかる。
2 他会計繰入金の見込み	消火栓設置工事負担金等の基準外繰入金を除き、基準内繰入金である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資は今後5年間は予定無し。(ただし、平成19年度のみ拡張工事での大規模投資がある。)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員の給与体系については、一般会計に準じているため、同様の考え方になる。支払利息は今後大幅な最歳出削減が見込まれている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>平成18年度からH22年度までを計画期間とする笠間市行財政改革大綱(集中改革プラン)に基づき「定員管理と給与の適正化」につとめ、定員適正化計画策定(数値目標 純減数68人、純減率8.0%)、定員管理の適正化の推進、手当の総点検をはじめとする給与の適正化を行う。</p> <p>笠間市定員適正化計画に基づき、職員数の削減を図るため、現行の退職勧奨制度を今後も続けるものとする。また、職員数の削減に対応していくため、業務の委託化や民営化といった民間活力の導入を推進していくとともに、正規職員の臨時化、嘱託化を視野に入れた事務事業の見直しや事務処理の効率化を図っていく。笠間市定員適正化計画における数値目標；H22. 4. 1現在総職員数780人、純減数68人、純減率8. 0% (H17. 4. 1現在総職員数848人)</p> <p>職員の給与や諸手当については、これまで国の動向や人事院勧告に沿った給与表の運用、特別昇給の廃止、特殊勤務手当の見直しを実施し適正化に努めてきた。今後も諸手当の総点検をはじめとする給与の適正化を行っていく。</p> <p>給与構造の見直しについては、平成18年4月に実施済み。地域手当は支給していない。</p> <p>技能労務職員の給与等について総合的な点検を行い、その現状見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取り組み内容等を住民にわかりやすく明示した取組方針を平成20年3月を目途に策定し公表する。</p> <p>H17年度合併時に退職時特昇廃止済</p> <p>H18年度は合併初年度であり3市町2団体の予算を合算し補助金としたが、19年度は市補助金分と個人会費分とで行う事業を明確化することにより、補助金額の削減を行った。公表については、行政改革や財政状況と併せて情報の公開を進めていく。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用</li> </ul>	<p>印刷製本費や消耗品の削減や、契約検査室との協議などを活用し、同時発注による経費の削減 課題④</p> <p>各浄水場、増圧施設など水道施設管理の民間委託の検討</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
<input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	特に無し
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
<input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開	HPなどを通じて決算の公開をはかる。
<input type="checkbox"/> 行政評価の導入	平成19年度に行政評価制度についての導入目的を明確化し、制度構築に向けた取り組みを進め、平成20年度以降の試行及び実施を目指す。
5 その他（財政意計画の策定）	水道3事業を統一し、1事業としての笠間市水道基本計画を策定する。基本計画を策定後、認可を取得して1事業として実施していく。1事業にすることにより、現在笠間市笠間水道事業で認可を取得している拡張事業費を削減する。課題④

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	市町合併により平成18年度に8名削減した。 IV-1
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	印刷製本費や消耗品の削減や、契約検査室との協議などを活用し、同時発注による経費の削減をした。 IV-2
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	消火栓設置工事負担金等の基準外繰入金を除き、基準内繰入金である。
4 その他（財政計画の策定）	水道3事業3会計を統一し、1事業としての笠間市水道事業基本計画を策定する。基本計画を策定後、認可を取得して1事業として実施していく。1事業にすることにより、現在笠間市笠間水道事業で認可を取得している拡張事業費を削減する。 IV-5

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策					1529		1584	1617	1650	1684	1718	
	改善額							55	88	121	155	189	608
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	102	108	113	140	112		112	113	114	115	116	
	改善額					28	28						
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)	7	4	8	9	12		12	12	13	13	13	
	職員数(人)	30	30	30	25	17		18	18	18	18	18	
	増減数(人)		0	0	(5)	8	8	1					
	維持管理費等	57	62	62	70	88		95	102	109	116	123	
	改善額(適正化)												
②・④	工事コスト※2							730	365				
	改善額(縮減額)								365				365
	その他												
	改善額			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	6,140	6,037	5,882	5,828	5,543		5,487	5,250	5,003	4,750	4,481	
	増減		(103)	(155)	(54)	(285)		(56)	(237)	(247)	(253)	(269)	
	計画前5年間改善額 合計						36						改善額 合計 973
	(参考) 補償金免除額												244

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	70	70	71	72	71	72	72	73	73	73
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	6,404	6,442	6,607	6,719	6,819	7,222	7,371	7,758	8,943	9,029
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	32,364	32,364	32,364	32,364	32,364	32,364	32,364	32,364	32,364	32,364
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	26,378	24,647	25,841	26,179	25,881	28,675	29,096	30,527	34,798	35,037
最大稼働率(%)	82	76	80	81	80	89	90	94	108	108
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	208.0	224.0	223.2	207.3	221.7	226.0	230.0	234.0	238.0	242.0
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	270.0	261.9	256.8	242.3	242.0	242.0	241.0	241.0	241.0	240.0

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。